

調布市と東京フットボールクラブ株式会社との包括連携に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東京フットボールクラブ株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙が運営するFC東京のホームタウンの一つであるとともに、市内にホームスタジアムが立地しており、両者はこれまで市民スポーツの振興はもとより、青少年の健全育成、文化、福祉、地域経済活性化等の様々な分野で連携したまちづくりに取り組んできた。本協定は、これまでの取組を通して築いてきた両者の強固なパートナーシップを更に発展させ、それぞれが有する資源を有効に活用して、協働による取組を一層充実させることにより、様々な分野におけるまちづくりの多面的な効果の創出につなげることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携協力する。

- (1) スポーツ振興に関すること。
- (2) 市民の健康・福祉の増進に関すること。
- (3) 子どもの健全育成・教育に関すること。
- (4) 地域の活性化及びまちづくりに関すること。
- (5) 協働の推進に関すること。
- (6) 市政情報の発信・PRに関すること。
- (7) 調布基地跡地留保地の活用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するため、甲及び乙が必要と認める事項。

2 前項各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に実施するため、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。この場合における具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

（法的拘束力の有無）

第3条 本協定は、甲乙双方の連携・協力の意思を確認するものであり、法的拘束力を有する契約ではなく、いかなる義務を新たに課すものではない。ただし、本協定のうち第4条乃至第6条については、例外的に法的拘束力を有するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により知り得た相手方の秘密情報を、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、法令等に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者（乙の親会社である株式会社MIXIを除く）に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後3年間も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により更新しない旨の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年8月10日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1

調布市

調布市長

長友 貴樹

乙 東京都調布市下石原一丁目2番3号 T S Oビル

東京フットボールクラブ株式会社

代表取締役社長

川岸 滋也